

富良野市地域包括支援センター設置条例

(目的及び設置)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の46第2項の規定に基づき、市民の心身の健康の保持及び生活の安定のため必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として富良野市地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 富良野市地域包括支援センター

位置 富良野市弥生町1番3号

(職員)

第3条 センターに所長及びその他必要な職員をおく。

(事業)

第4条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 法第115条の45第1項第1号二に規定する第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）
- (2) 法第115条の45第2項各号に掲げる事業
- (3) 厚生労働省令で定める事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(事業の委託)

第5条 市長は、前条に掲げる事業の一部を委託することができる。

(利用対象者)

第6条 センターの利用対象者は、本市に居住するおおむね65歳以上の者及びその家族等とする。

(運営協議会)

第7条 センターの公正及び中立を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、富良野市地域包括支援センター運営協議会を設置する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。